

第2編 後期基本計画

後期基本計画の施策体系

本市の将来像である「人・自然・産業が調和した快適創造都市―春日部―」を実現するため、「後期基本計画」の施策体系を以下のとおり設定します。

【後期基本計画の施策体系】

基本目標	政策	施策
1. 子どもからお年寄りまで健康でいきいきと暮らせるまち 保健・医療・福祉 <small>[やすらぎの施策]</small>	1-1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる	1-1-1 子どもの健やかな成長の支援
		1-1-2 子育てに係る負担の軽減
		1-1-3 仕事と子育ての両立支援
	1-2 共に支えあうまちをつくる	1-2-1 地域で支える福祉の充実
		1-2-2 生活保護と自立の支援
	1-3 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる	1-3-1 介護を受けないための予防の推進
		1-3-2 介護サービスの充実
		1-3-3 高齢者の生きがいづくりの推進
		1-3-4 高齢者の生活支援
	1-4 障がい者が自立して暮らせるまちをつくる	1-4-1 障がい者の自立と生活支援
		1-4-2 障がい者の社会参加の促進
	1-5 健康に暮らせるまちをつくる	1-5-1 生涯にわたる健康づくりの推進
		1-5-2 病気の予防と早期対策の充実
		1-5-3 適正な健康保険事業の推進
		1-5-4 地域医療提供体制の充実
1-5-5 市立病院の再整備と医療サービスの充実		
2. 地域でつくる、安全で環境にやさしいまち 生活・環境 <small>[あんしんの施策]</small>	2-1 環境にやさしいまちをつくる	2-1-1 環境保全・創造の推進
		2-1-2 ごみ減量・資源化の推進
		2-1-3 環境意識啓発と身近な取組の推進
	2-2 犯罪や事故のない安心して暮らせるまちをつくる	2-2-1 犯罪抑止のまちづくりの推進
		2-2-2 交通安全対策の推進
		2-2-3 安心できる消費生活の推進
	2-3 火災や災害に強いまちをつくる	2-3-1 災害に強いまちづくりの推進
		2-3-2 消防・救急体制の充実・強化
		2-3-3 地域の防災力の確立
3. 人々が集い、にぎわいのある元気なまち 都市基盤 <small>[にぎわいの施策]</small>	3-1 計画的に、安全で魅力ある市街地をつくる	3-1-1 計画的な土地利用の推進
		3-1-2 魅力ある中心市街地の創出
		3-1-3 安全で良好な市街地の形成
		3-1-4 市民が主体となったまちづくりの推進
	3-2 安全・円滑に移動できるまちをつくる	3-2-1 円滑に移動できる幹線道路の整備
		3-2-2 安全快適に移動できる生活道路の整備
		3-2-3 便利に利用できる公共交通の充実
	3-3 緑豊かなまちをつくる	3-3-1 緑の保全と公園の整備充実
	3-4 水害を防ぎ、親しみのある水辺環境をつくる	3-4-1 総合的な治水対策の推進
		3-4-2 自然に親しめる水辺づくり
	3-5 安定した水供給と適切な水処理ができるまちをつくる	3-5-1 安全で安定した水の供給
		3-5-2 公共下水道の整備
	3-6 住みやすい住環境をつくる	3-6-1 市営住宅の適切な管理

基本目標	政策	施策
4. 個性を尊重し、 生きる力と生きがいをはぐくむまち 教育・文化 [はぐくみの施策]	4-1 知・徳・体のバランスがとれた子どもを育てるまちをつくる	4-1-1 元気な学校づくりの推進
		4-1-2 魅力ある教育環境づくりの推進
		4-1-3 安心・安全な学校づくりの推進
	4-2 思いやりと創造性豊かな青少年を育てるまちをつくる	4-2-1 青少年教育の推進
		4-2-2 青少年を支える体制づくり
	4-3 いつでも学べ、地域に生かせるまちをつくる	4-3-1 社会教育の充実
		4-3-2 社会教育活動拠点の充実
		4-3-3 生涯学習の振興
	4-4 スポーツ・レクリエーションを楽しめるまちをつくる	4-4-1 スポーツ・レクリエーション活動の充実
	4-5 文化・芸術や郷土の歴史を大切にすまちをつくる	4-5-1 文化・芸術の創造と振興
4-5-2 文化財・伝統文化の保存・継承		
5. 活気と活力に満ちた魅力あふれるまち 産業・経済 [ゆたかさの施策]	5-1 安全でおいしい農産物のあるまちをつくる	5-1-1 農業の生産・経営基盤の確立
		5-1-2 地域の農業振興と消費拡大
	5-2 ものづくりの力を育てるまちをつくる	5-2-1 活力ある工業の基盤づくりへの支援
	5-3 商業活動が活発なまちをつくる	5-3-1 中心市街地における活力ある商店街の形成
		5-3-2 歩いて楽しめる商業環境の整備
	5-4 地域の魅力を創出・活用し、人が集まるまちをつくる	5-4-1 新たな地域産業の創出と雇用の拡大
	5-4-2 観光資源の魅力向上と情報発信	
6. だれもが参加・交流する市民が主役のまち コミュニティ [ふれあいの施策]	6-1 市民と行政が協働しあうまちをつくる	6-1-1 市民参加と協働の推進
	6-2 コミュニティ活動が活発なまちをつくる	6-2-1 コミュニティ活動の活性化
	6-3 一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちをつくる	6-3-1 人権の尊重
		6-3-2 男女共同参画の推進
	6-4 国や地域を越えた交流のあるまちをつくる	6-4-1 国際交流の推進
		6-4-2 地域間交流の推進
7. 市民の期待に応える行政を推進するまち 行財政改革 [しんらいの施策]	7-1 経営感覚を備えた市役所をつくる	7-1-1 戦略的・計画的な行政運営
		7-1-2 安定した財政運営
		7-1-3 広域行政の推進
	7-2 親切で身近な市役所をつくる	7-2-1 窓口サービスの向上
		7-2-2 広報の戦略的な発信
		7-2-3 市民ニーズの的確な把握
		7-2-4 電子市役所の推進
	7-3 職員一人ひとりが活躍する市役所をつくる	7-3-1 職員の育成と効率的な組織運営

各施策の内容と読み方

各施策の内容と読み方は、以下のとおりです。

施策 1-1-1

子どもの健やかな成長の支援

目的 ▶ 子どもが心身ともに健やかに成長すること。

現状と課題

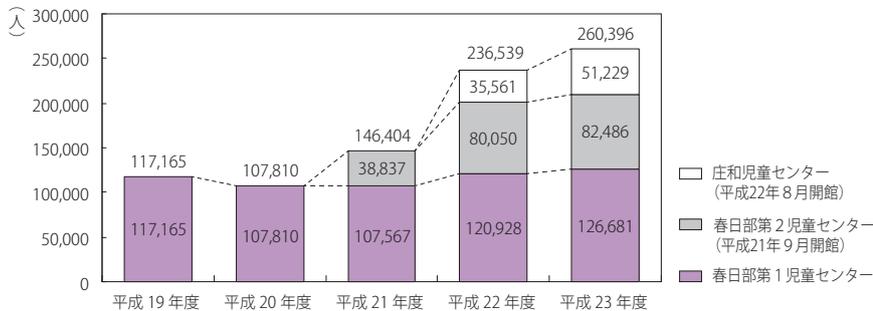
- 少子化や核家族化の進行、女性の社会進出や晩婚化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。今後は、このような環境の変化に柔軟に対応しながら、だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを進める必要があります。
- 子どもが安心してすごせるよう、子どもの居場所・遊び場づくりが求められています。
- 子どもの健康を支えるため、夜間救急診療の充実など、切れ目の無い小児医療体制を整備することが必要です。
- 核家族化が進むなか、家庭における子育てにかかる負担は大きく、乳幼児を養育する家庭の孤立化を防ぐためにも、地域における子育て支援の充実とあわせて、情報提供・相談体制の充実などのきめ細かな支援が必要です。
- 本市は少子化が進む一方で、児童虐待などの相談件数が増加しています。未然防止・早期発見のための関係機関の連携強化や体制づくりが必要です。

施策で働きかける「対象」と、その働きかけによって「どのような状態になって欲しいのか」を示しています。

施策を取り巻く現状と、解決に向けて取り組む課題を示しています。

■施策に関する参考情報

【* 児童センター利用者数の推移】



施策を取り巻く現状や課題を客観的に表すデータを示しています。

■施策の方向性

□子どもの居場所づくりの推進

- 児童センターを核にして、子どもの健康を増進し、豊かな心を育みます。
- 児童センターの維持と、さらなる充実を図るとともに、児童センター活動の活性化のため、関係団体や地域ボランティアなどと連携した取組を進めます。
- 既存の施設を活用し、身近な地域における子どもの居場所・遊び場づくりを推進します。⇒成果指標①

□子どもの健康づくりに向けた支援の充実

- 妊娠期からの健康教育や各種健診の実施など、母子保健事業の充実を図ります。
- 育児不安や育児の孤立化の解消を図るため、家庭児童相談の充実と努めるとともに、家庭訪問、相談事業を推進します。⇒成果指標②

□小児医療体制の充実

- 小児医療の体制強化を図ります。

□子どもの人権擁護の推進

- * 児童の権利に関する条約や * 児童憲章を尊重する啓発を行います。

目的の実現に向けて取り組む施策の内容を示しています。

あとに示す成果指標を意味しています。○の数字は、成果指標の項目番号です。

■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 児童センターの利用者数	260,396人 (平成23年度)	286,000人 (平成29年度)
指標値の根拠	児童センター3館の平成29年度の合計利用者数を、10%程度増やすことを目標とします。	
② * かすかべびーず訪問実施率	89.6% (平成23年度)	95% (平成29年度)
指標値の根拠	生後2カ月頃の乳児のいる全家庭の訪問実施率を、現状値より年間1%程度向上させることを目標とします。	
③ 地域子育て支援拠点施設延べ利用者数	73,475人 (平成23年度)	77,000人 (平成29年度)
指標値の根拠	地域子育て支援拠点施設13施設それぞれの利用者数を、年間1%程度増やすことを目標とします。	

施策の目的の達成度を測る成果指標とその現状値・目標値を示しています。原則として、現状値は平成23年度、目標値は計画の最終年度である平成29年度の数値を記載しています。

施策の実施に当たって、市民・地域に望まれる協力の内容を示しています。

■市民・地域の協力

- ・地域全体で子育てをサポートする体制づくりが望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
児童館運営事業	・児童の健全育成を図るため児童センターにおいて、さまざまな事業を展開することにより、子どもの居場所・遊び場の提供を行います。
地域子育て推進事業	・地域において子育て親子の交流などを促進する地域子育て支援拠点施設の充実を図るとともに、子育て支援活動のネットワーク化を推進し、地域全体で子育てを応援する気運を醸成します。
母子保健事業	・妊産婦および乳幼児に対して、妊婦健康診査、4カ月児健康診査、10カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳5カ月児健康診査、かすかべびーず訪問、妊産婦、新生児訪問指導を実施します。
小児救急医療運営事業	・小児救急患者のため、緊急な医療が必要とされる一次体制および緊急入院の必要な二次体制の整備を実施します。
子ども・子育て支援事業計画策定事業	・幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定します。
母子相談事業	・保護者の育児不安を解消し、児童の健全な発育発達を促していくために、相談、教室を実施し、育児支援、保健指導を行います。さらに、未熟児を持つ保護者へは、訪問を実施し、育児不安の軽減に努め、良好な育児環境を整えられるように継続的にサポートします。
未熟児養育医療給付事業	・母子保健法第20条に基づき、養育のため入院治療が必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付します。

施策を推進するために実施する主な事業を示しています。

施策に関連する個別計画を示しています。

■個別計画

- ・春日部市次世代育成支援行動計画：後期計画

このほか、施策の実施状況などを紹介する写真を掲載しています。
 なお、*印がついている単語については、資料編に用語解説の説明があります。

